

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）トリアル桜井粟殿店

所在地 桜井市大字粟殿一〇一七番九ほか

二 述べられた意見の概要

桜井市粟殿 池窪 毅

学校通学路の安全確保に関して

計画書によりますと当該店舗への出入口は三箇所（一箇所は搬入車両専用出入口）となっておりますが、南側には歩道が設置されています。歩道は、桜井西小学校及び桜井中学校の通学路として、多くの子ども達が集団等で登下校しています。当該店舗は二十四時間営業と聞いており、子ども達の登下校時の安全が確保されるのか非常に不安に思います。そのためにも次の対策等を要望したいと思います。

1 自動車の進入は西側の一箇所にとどめる。

2 交通整理員を増員して登下校時の交通指導にあたる。

未来を担う子ども達の命の安全と地域の繁栄を願う一人として意見し要望します。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和元年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで